

HAJ 最長 60 年延長保証検査基準（木造住宅）

構造耐力上主要な部分に係るもの

（基礎）

第 1 条 基礎（立ち上がり部分を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- （１） 幅0.5mm 以上のひび割れ
- （２） 深さ20mm 以上の欠損
- （３） コンクリートの著しい劣化
- （４） さび汁を伴うひび割れ又は欠損
- （５） 鉄筋の露出

2 前項（１）、（２）、（４）及び（５）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

前項（３）の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。

（土台及び床組）

第 2 条 土台及び床組について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- （１） 著しいひび割れ、劣化又は欠損

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

（床）

第 3 条 床について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- （１） 著しいひび割れ、劣化又は欠損
- （２） 著しい沈み
- （３） 6/1,000 以上の勾配の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる床の表面における 2 点（3 m 程度離れているものに限る。）の間を結ぶ直接の水平面に対する角度をいう。）

2 前項（１）及び（２）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（３）の劣化事象等は、計測により確認する。

（柱及び梁）

第 4 条 柱及び梁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- （１） 著しいひび割れ、劣化又は欠損

(2) 梁の著しいたわみ

(3) 柱の6/1,000 以上の勾配の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（2m程度以上の長さのものに限る。）の鉛直線に対する角度をいう。）

2 前項（1）及び（2）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（3）の劣化事象等は、計測により確認する。

（外壁及び軒裏）

第5条 外壁及び軒裏（乾式仕上げ、タイル仕上げ（湿式工法）又は塗壁仕上げ等）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 下地材（合板、ラス網・ボード・防水紙又は構造材等）まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落

(2) 複数の仕上材にまたがったひび割れ又は欠損（乾式仕上げ、タイル仕上げ（湿式工法）の場合）

(3) 金属の著しい錆び又は化学的侵食（乾式仕上げの場合）

(4) 仕上材の著しい浮き（乾式仕上げ以外の場合）

2 前項（1）から（3）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（4）の劣化事象等は、打診又は目視により確認する。

（バルコニー）

第6条 バルコニーについて、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 支持部材、床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化

2 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

3 前項の確認は、構造耐力上主要な部位である場合に限り行うこととする。

（内壁）

第7条 内壁（乾式仕上げ、タイル仕上げ（湿式工法）又は塗壁仕上げ等）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

(1) 下地材（合板、ボード又は構造材等）まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落

(2) 6/1,000 以上の勾配の傾斜（凹凸の少ない仕上げによる壁の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（2 m程度以上の長さのものに限る。）の鉛直線に対する角度をいう。）

2 前項（1）の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。前項（2）の劣化事象等は、計測により確認する。

(天井)

第8条 天井（乾式仕上げ又は塗壁仕上げ等）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

（１） 下地材（合板、ボード、構造材等）まで達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落

２ 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(小屋組)

第9条 小屋組（下屋部分を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

（１） 著しいひび割れ、劣化又は欠損

２ 前項の劣化事象等は、計測又は目視により確認する。

(蟻害)

第10条 第1条から前条に定める検査基準に係る部位について、以下の劣化事象等が認められないこと。

（１） 著しい蟻害

２ 前項の劣化事象等は、目視により確認する。ただし、床下については進入して確認を行うこととする。

(腐朽等)

第11条 第1条から第9条に定める検査基準に係る部位について、以下の劣化事象等が認められないこと。

（１） 著しい腐朽等

２ 前項の劣化事象等は、計測又は目視及び打診又は触診により確認する。

雨水の浸入を防止する部分に係るもの

(外壁)

第12条 外壁（開口部を含む。）について、以下の劣化事象等が認められないこと。

（１） シーリング材の破断又は欠損

（２） 建具の周囲の隙間又は建具の著しい開閉不良

２ 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(軒裏)

第13 条 軒裏について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) シーリング材の破断又は欠損
- (2) 軒裏天井の雨漏りの跡

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(バルコニー)

第14 条 バルコニーについて、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(内壁)

第15 条 内壁について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 雨漏りの跡

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(天井)

第16 条 天井について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 雨漏りの跡

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(小屋組)

第17 条 小屋組について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 雨漏りの跡

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。

(屋根)

第18 条 屋根について、以下の劣化事象等が認められないこと。

- (1) 屋根葺き材の著しい破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれ
- (2) 防水層の著しい劣化又は水切り金物等の不具合（陸屋根等の場合）

2 前項の劣化事象等は、目視により確認する。